

様

新居浜市監査委員 鴻 上 浩 宣
新居浜市監査委員 杉 本 茂 利
新居浜市監査委員 小 野 辰 夫

定期監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和7年1月8日から同年2月26日までの間、新居浜市監査基準に準拠して実施した定期監査について、同条第9項に規定する監査結果に関する報告並びに同条第14項に規定する措置状況を、次のとおり提出（公表）します。

1 監査の対象及び期間

令和5年度に実施した事務事業全般の歳入歳出予算の執行及び関連ある事項について、次のとおりの監査期間をもって監査を実施した。

監査対象部局	監査期間
経済部	令和7年1月8日から同年2月3日まで
総務部・出納室	令和7年2月3日から同月26日まで

2 監査を実施した監査委員

鴻 上 浩 宣・杉 本 茂 利・伊 藤 優 子
〔 伊 藤 優 子 令和7年5月14日付け退任 〕
〔 小 野 辰 夫 令和7年5月15日付け就任 〕

3 監査等の着眼点

財務及び事務事業の執行等が法令等に基づき正確に処理されているか、効率的かつ効果的（最少の経費で最大の効果）に行われているかを主眼として実施した。

4 監査の実施内容

関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、前年度の指摘事項等が適正に改善されているかに留意して監査を実施した。

5 監査の結果

令和5年度に実施した事務事業の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められたが、事務執行の一部において指摘事項が見受けられた。今後においても、更に適正かつ無駄のないコスト意識を持って、効率的な行財政執行に努め、住民福祉の増進のため努力をされたい。

なお、各部局の主な事務事業、指摘事項及び指摘事項の回答は、次のとおりである。

経 済 部

1 経済部の主な事務事業

(1) 産業振興課

- ア 商業及び工業等の振興に関すること。
- イ 企業に対する融資及びあっせんに関すること。
- ウ 商業振興施設に関すること。
- エ 発明、特許及び考案に関すること。
- オ 企業用地の造成及び企業誘致に関すること。
- カ 労働雇用に関すること。
- キ 勤労者福祉に関すること。

(2) 観光物産課

- ア 観光資源の調査及び開発に関すること。
- イ 観光施設の整備及び管理に関すること。
- ウ 観光物産情報の発信に関すること。
- エ 鉱泉管理及び給湯に関すること。
- オ 物産の普及及び開発に関すること。
- カ 観光交流施設及び東平記念館に関すること。
- キ 森林公園ゆらぎの森に関すること。
- ク ふるさと納税に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(3) 地域交通課

- ア 地域公共交通に関すること。
- イ 渡海船事業に関すること。

(4) 農林水産課

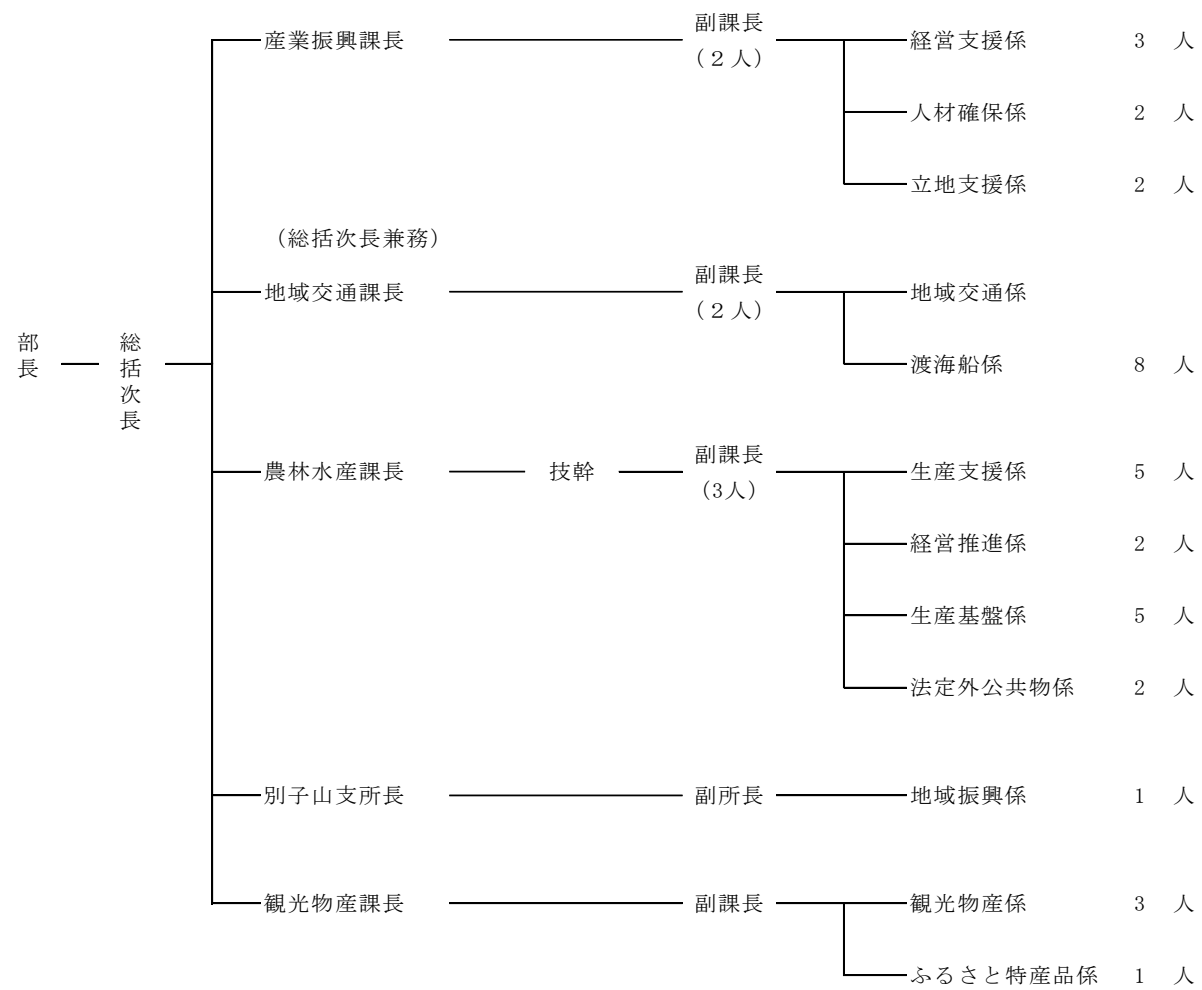
- ア 農業、林業、漁業の振興に関すること。
- イ 農業、林業、漁業の基盤整備に関すること。
- ウ 農業振興地域に関すること。
- エ 農業経営基盤強化促進に関すること。
- オ 農業委員会の委員の選任に関すること。
- カ 土地改良事業に関すること。
- キ 土地改良区に関すること。
- ク 鳥獣の捕獲及び鳥獣飼養等の許可に関すること。
- ケ 自然農園に関すること。
- コ 森林法(昭和26年法律第249号)に関すること。
- サ 森林経営管理法(平成30年法律第35号)に関すること。
- シ 市民の森に関すること。
- ス 別子木材センターに関すること。
- セ 公有水面埋立(市管理漁港区域に限る。)に関すること。
- ソ 国有財産法(昭和23年法律第73号)に係る県知事からの委任に関すること(市管理漁港区域に限る。)

タ 法定外公共物の管理に關すること(他の所管に属するものを除く。)。

(5) 別子山支所

- ア 庁舎及び庁舎敷地の維持管理
- イ 市税、国民健康保険料、使用料、手数料その他の収入金の収納事務
- ウ 戸籍の届書の受付並びに住民基本台帳及び印鑑に關する諸届の受理
- エ 住民票の写し、戸籍に關する証明、印鑑証明等諸証明の発行
- オ 水道に關する事項
- カ 地域振興に關する事項
- キ 市道、林道及び交通安全施設の維持補修
- ク 別子山地域バスの運行に關する事項
- ケ 甕穴遊歩道の維持管理

2 職員の配置状況 50人（令和6年4月1日現在） 注 育児休業等含む。



3 令和5年度に実施した主な事業

(1) 企業立地促進対策費

産業振興と雇用の促進を図り、地域経済の発展に資することを目的に、本市に新設、移転等を行った企業に対し企業立地促進奨励金等の奨励措置を講じる。このことにより、高付加価値型、先端技術型への移行を促進するなど、本市産業の活性化と多様化及び雇用の拡大に寄与した。

＜事業費＞ 693,775,450円
(愛媛県地域産業活性化協議会負担金 82,450円を含む。)

奨励金一覧

(単位：千円)

種別	件数	補助金額	種別	件数	補助金額
企業立地促進奨励金	14	401,945	労働環境奨励金	2	10,404
新規事業奨励金	3	5,853	雇用促進奨励金	8	31,000
成長分野促進奨励金	5	45,183	用地取得奨励金	3	60,739
市内企業活用奨励金	4	19,276	繰越分	2	119,293
			合 計	41	693,693

(2) 中小企業金融対策費

市内中小企業の育成振興を図るため、金融機関等に対する預託による融資制度を設けており、中小企業振興資金特別融資（長期）においては、運転資金・設備資金を、中小企業振興資金特別融資（季節）及び中小企業緊急経営資金融資においては、運転資金を低利で融資し、経営の安定等を図り、中小企業設備近代化資金融資においては、合理化と設備の近代化、ベンチャー企業の育成を図った。

これらの各融資制度により、中小企業の資金需要に応えると共に、中小企業の経営の安定、活力ある成長発展に寄与した。

＜事業費＞ 537,702,951円

(3) デマンドタクシー運行事業費

高齢者や障がい者などの交通弱者のための市内公共交通体系を確保するため、デマンド型乗り合いタクシーの運行を実施した。対象地域は、川東地区、上部地区（別子山地区を除く）及び川西地区とし、月～金曜日まで1日8便、土曜日は1日1～5便（川西地区は1～4便）を運行した。令和5年度の利用人数は16,958人、運行台数は9,911台であった。

参考：登録者数2,530世帯、3,380人（R6.3末現在）

＜市事業費＞ 30,010,139円
(新居浜市地域公共交通活性化協議会負担金)

(4) 市単独土地改良事業

県単独土地改良事業において採択されない事業及び受益面積5ha未満の農地を対象とし、農道及びかんがい排水施設等の農業用施設の基盤整備を進めることにより、営農労力の節減、農業経営の合理化、効率的な用水利用が図られた。さらに公益的側面として、生活道路としての交通の利便性向上、雨水排除による自然災害の防止効果等、効果が得られた。

＜事業費＞ 69,115,276円
整備箇所数 33箇所（水路改修等：13箇所、揚水機改修：3箇所、その他（農道等）17箇所）

(5) 別子山地区森林整備事業

銅山川北側に位置する市有林約1,000haについて、路網整備や搬出間伐等の森林施業を実施することで、適切に森林を管理し、自然環境保全、水源涵養等の森林機能の発揮を図った。

(森林整備面積 9.34ha、作業路開設 2,035m)

＜事業費＞ 46,046,032円

(6) 別子山地域バス運行費

別子山地区と市街地とを結ぶ公共交通機関である別子山地域バスの定期運行を実施した。令和5年度は1日3往復、6便運行し、主に別子山地域の高齢者、学生（小学生、高校生）及び市内から別子中学校へ通う生徒の通学・通院・買い物などに利用されており、延べ利用者は3,888人であった。

＜事業費＞ 19,841,173円

(7) 別子山地域バス車両購入事業

地域バス車両3台のうち1台が10年を経過し、経年劣化が著しいことから、車両を購入・配備して利用者の安全と快適な移動手段の提供を図ることができた。

＜事業費＞ 3,708,600円

(8) マイントピア別子端出場整備事業

新居浜市の主要観光施設「マイントピア別子」において、老朽化した施設の修繕及び改修工事を実施することにより、観光客の利便性・安全性の向上を図るとともに、魅力ある観光地づくりを推進し、来場者の増加、地域経済の発展に寄与することができた。

＜事業費＞ 264,397,314円

4 使用料、手数料等の調定収入状況

(単位：円)

区 分	調 定 額	収入済額	収入未済額
喜光地イベント広場使用料	28,000	28,000	0
ゆらぎの森敷地使用料	35,224	35,224	0
渡海船輸送収入	13,298,730	13,298,730	0
漁港施設占用料	92,484	92,484	0
自動販売機設置使用料（漁港施設）	48,000	48,000	0
管理道路占用料	5,420	5,420	0
自動販売機設置使用料（市民の森）	50,925	50,925	0
法定外公共物占用料	167,332	167,332	0
水道使用料（別子山）	1,240,800	1,240,800	0
地域バス乗客収入（別子山）	885,200	885,200	0

5 指摘事項及び回答内容（回答は令和7年3月6日付け）

（1）新居浜市創業支援補助金について

新居浜市創業支援補助金について、機械器具費に計上されている物品購入時に付与されたポイント分を差し引かずに全額を補助対象経費としているため、補助金の過払いが生じている。内容を確認の上、改められたい。今後はチェック体制を強化するなど適正な事務処理をされたい。

（産業振興課）

＜回答＞

新居浜市創業支援補助金について、機械器具費に計上されている物品購入時に付与されたポイント分を補助対象経費から差し引いて再度算出を行い、補助対象事業主に過払い分の説明を行なった上で、該当する額を納入していただくよう依頼いたします。今後はチェック体制の強化を図り、適正な事務処理を行ってまいります。

（2）市民の森水道料金について

市民の森の水道は受水槽による給水方式であり、同給水設備の利用者に対して水道料金を請求しているが、令和元年10月1日の消費税改正や令和4年10月1日の水道料金改正が水道料金の算出方法に反映されておらず、過少請求となっている。内容を確認の上、改められたい。また、当該料金の請求に係る決裁文書が作成されていなかった。今後はチェック体制を強化するなど適正な事務処理をされたい。

（農林水産課）

＜回答＞

市民の森の水道料金については、内容を確認の上、再度算出を行い、適正に不足分の請求処理を行います。また、料金請求に係る決裁文書についても適正に決裁文書の作成を行います。

今後は、チェック体制の強化を図り、適正な事務処理を行います。

（3）時間外勤務等命令書について

時間外勤務等命令書の一部について、勤務の区分の計上誤りによる支給額の不足が生じている。内容を確認の上、改められたい。今後はチェック体制を強化するなど適正な事務処理をされたい。

（地域交通課）

＜回答＞

時間外勤務システムへの入力誤りに伴う時間外勤務手当不足分については、令和7年3月支給の給与にて調整します。船員の勤務区分については、通常の勤務、週休日、休日勤務、年末年始の休日勤務があるため、今後は、①入力者、②庶務担当、③管理職の3者によるチェック機能を強化し、正確な事務処理を行います。

（4）観光振興推進体制の強化について

新居浜市観光振興計画では、推進体制として「様々な主体がそれぞれの役割を積極的に担うこと、そして協力・連携していくこと」、行政の役割として「各主体が連携できる仕組みを構築するとともに、観光にかかる様々な分野での積極的な支援を推進すること」を定めてい

る。その一環として実施していた新居浜市観光物産協会への人的支援も中断しており、協会の弱体化が懸念される。また、マイントピア別子の経営環境も厳しさを増しており、早急な対策が求められる。観光産業は裾野の広い総合産業で地域経済へ与える影響も大きく、行政と関係機関等が一体となり具体的な数値目標と明確な達成時期を設定の上、人的・物的資源を重点投資し推進強化を図られたい。合わせて、効果的かつ継続的な観光情報等の発信についても、事業者、関係団体等と連携し取組を強化されたい。

(観光物産課)

<回答>

観光振興推進体制の強化に向け、多様な関係者の合意形成の場として観光関連施設連絡会などを積極的に活用し、本市の観光の現状把握や関係者間の目線合わせを行うとともに、それぞれが担うべき役割の明確化を図りながら、令和7年度に具体的な数値目標、達成時期などを設定の上で、連携と協働による各種取組と、それら取組に対する適切な支援を進めてまいります。合わせて、関係団体等と連携した効果的かつ継続的な観光情報等の発信強化に取り組んでまいります。

(5) 産業遺産群の活用について

住友山田社宅の整備活用プランや運用収支等を再整理・再構築すべきであり、プロジェクトマネジメント要素の導入・強化を提起したが、具体的な動きは見られない。旧端出場水力発電所を含めこれら産業遺産に関しては、除草や光熱費等の維持管理費負担が続き、財政への影響も非常に厳しいものとなる。しかしながら、その活用にスポットを当てると、マイントピア別子も組み入れ別子銅山産業遺産群をストーリーでつなぐ学習ツアーや企業研修等の企画造成が十分可能と思われる。現在、経済部タスクフォースとして産業遺産の高付加価値化に取り組まれており、サウンディング型市場調査での意見も参考にして、牽引役を担うべく体制を整え、産業遺産群のブランディングに取り組まれたい。

(観光物産課)

<回答>

住友山田社宅については、主管課である別子銅山文化遺産課や企画部と目的・目標の共有、役割分担の整理を行い、整備済みの産業遺産群や観光関連施設との連携並びにツアーなどの企画造成を図りながら、企画部との協議を進め、フルオープンに向けて活用プランの構築に取り組んでまいります。

また、サウンディング型市場調査や専門家などの意見を参考に、企画部や関係機関との連携を図りながら、引き続き、産業遺産群のブランディングに取り組んでまいります。

(6) 成果を重視した七福芋関連事業の推進について

七福芋の生産量拡大とブランド化推進のため、作付け拡大事業、スマート農業推進事業、ブランド推進事業に取り組んでいるが、報告書等に事業評価や改善等の記載が少なく、事業を実施することが目的化し課題解決への効果が十分に発揮できていないと思われる。事業実施の目的と目標、目標達成に向けたプロセス等を改めて整理の上、事業所管課と関係者間での共有化を徹底し、事業の有効性（目的に見合った成果が表れているかの視点）をより重視した事業推進に取り組まれたい。

(観光物産課、農林水産課)

＜回答＞

七福芋ブランド推進事業補助金については、補助事業者に対し、完了報告時の事業評価や改善等の詳細な記載を求めています。令和7年度は、4月の事業開始時に七福芋ブランド推進協議会の開催を促し、補助事業の目的や、事業実施によって獲得したい成果の共通認識を図るとともに、目標達成に向けた具体的なプロセスを整理し、より成果を重視した事業となるよう関係者間で連携して取り組んでまいります。

(観光物産課)

＜回答＞

七福芋の生産量拡大という目的を達成するため、作付面積の拡大と面積当たりの収穫量の向上を目標に、市を含め、県、JA、生産者等との連携を図り、次年度の栽培時から適正な栽培管理の指導・推進に取り組めます。なお、今年度の事業完了報告時には、事業の成果や改善等の記載を事業実施主体に求め、七福芋の生産量拡大に向けた課題の解決に効果を発揮できるよう、事業所管課として関係者間の情報共有を徹底し、事業推進に取り組めます。

(農林水産課)

(7) 別子木材センターについて

別子木材センターの製造設備更新も完了し、生産性と品質の向上効果を第三セクターの経営改善につなげていく必要がある。しかしながら、住宅市況の低迷等に伴う受注量の減少等により厳しい経営が続いている。にはま版営業本部と連動し、これまで以上に連携を強化した営業支援を検討されたい。更には、第三セクター出資者として、地域振興と事業継続の将来ビジョンについても検討を進められたい。

(農林水産課)

＜回答＞

別子木材センターの機械設備更新は完了し、生産効率の向上、出荷製品の品質向上は図られていますが、住宅市況は低迷し、経営改善にはつながっておりません。今後も早期の受注回復は見込めないため、現在、原材料率（仕入れ単価を下げ、歩留まりの改善など）を下げ、利益率を高めることを優先的に取り組んでいます。また、市としても別子木材センターと連携を強化し、新規顧客獲得に向けた営業随行支援やにはま版営業本部と連携し、積極的に取り組めます。

別子木材センターは、別子山地区の貴重な雇用の受け皿でもあり、あらゆる手段を模索し、事業継続に向けて引き続き支援を行います。

総 務 部

1 総務部の主な事務事業

(1) 総務課

- ア 告示及び公告に関する事。
- イ 公印の管守に関する事。
- ウ 文書の管理並びに収受、配布及び発送に関する事。
- エ 議案の作成及び配布に関する事。
- オ 条例、規則等の審査及び制定に関する事。
- カ 訴訟、不服申立て及び直接請求の処理に関する事。
- キ 情報公開の総合調整に関する事。
- ク 個人情報保護の総合調整に関する事。
- ケ 事務管理及び改善に関する事。
- コ 公平委員会の庶務に関する事。
- サ 固定資産評価審査委員会の庶務に関する事。

(2) 人事課

- ア 職員の任免、分限及び賞罰に関する事。
- イ 職員の人事及び給与に関する事。
- ウ 職員の共済組合等に関する事。
- エ 職員の福利厚生に関する事。
- オ 委員会等の委員等の任免に関する事（市議会の同意を要するものに限る。）。
- カ 職員団体に関する事。
- キ 職員の定数及び定員の管理に関する事。
- ク 公務災害、労働安全及び衛生管理に関する事。
- ケ 職員研修の企画立案及び実施に関する事。
- コ 職員の健康推進に関する事。
- サ 行政組織に関する事。

(3) 契約課

- ア 入札（見積）参加業者の登録に関する事。
- イ 工事請負契約等に関する事。
- ウ 業務委託契約等に関する事。
- エ 物品の購入及び修理等の契約に関する事。
- オ 不用物品の処分に関する事。
- カ 工事の技術管理、施工管理及び検査に関する事。

(4) 管財課

- ア 市有財産の総括管理及び総合調整に関する事。
- イ 市有財産（用地を除く。）の取得及び登記に関する事。
- ウ 借地に関する事。
- エ 普通財産の管理、貸付け及び処分に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
- オ 財産整理に関する事。

- カ 庁舎及び庁舎敷地の管理に関すること。
- キ 庁内の案内に関すること。
- ク 庁内の警備及び宿日直に関すること。
- ケ 庁用自動車の管理に関すること。

(5) 課税課

- ア 市民税（個人及び法人）及び県民税（個人）の賦課に関すること。
- イ 軽自動車税の賦課に関すること。
- ウ 市たばこ税、入湯税その他諸税の賦課等に関すること。
- エ 固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
- オ 特別土地保有税の賦課に関すること。
- カ 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- キ 市民税の諸証明に関すること。
- ク 課税台帳等の閲覧及び縦覧並びに固定資産税の諸証明に関すること。

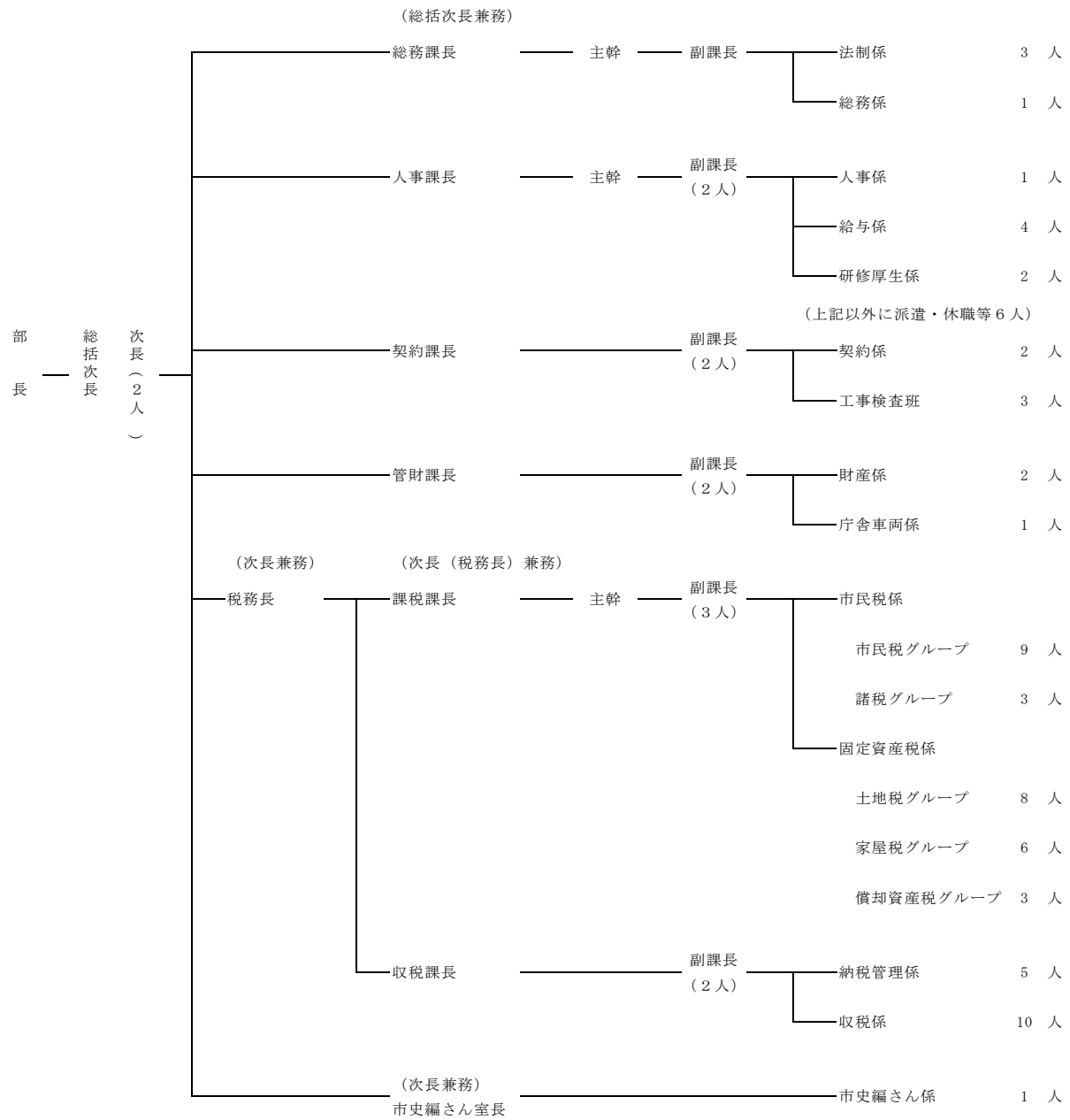
(6) 収税課

- ア 市税の徴収に関すること。
- イ 納税貯蓄組合に関すること。
- ウ 口座振替に関すること。
- エ 市税の還付及び充当に関すること。
- オ 市税の徴収嘱託及び受託に関すること。
- カ 納税証明に関すること。
- キ 債権の管理及び回収に係る総括に関すること。
- ク 未収債権の回収及び整理に係る助言に関すること。

(7) 市史編さん室

- ア 市史編さんに関すること。

2 職員の配置状況 92人（令和6年4月1日現在） 注 育児休業等含む。



3 職員定数と実人員の状況（令和6年4月1日現在）

（単位：人）

部 局 の 別	定 数	実 数	過不足	会計年度 任用職員
議会の事務部局	10	8	△2	0
市長の事務部局	638	608	△30	298
消防長の事務部局	164	150	△14	1
教育委員会の事務部局	86	77	△9	538
選挙管理委員会の事務部局	4	3	△1	0
監査委員の事務部局	3	3	0	1
農業委員会の事務部局	7	5	△2	1
上下水道局	68	59	△9	6
派遣職員	6	2	△4	0
計	986	915	△71	845

4 職員の任用及び退職の状況（令和5年度）

（単位：人）

任 用	退 職						
	定 年	早 期	自己都合		死 亡	その他	計
			60歳到達	その他			
3 1	0	6	1 0	1 0	1	0	2 7

注 再任用、国との人事交流職員（割愛）、学校指導主幹の異動等は含まない。

5 工事請負契約の状況（令和5年度）

契約方法	件数（件）	金額（千円）	平均落札率 （％）
一般競争入札	5	1,096,471	96.67
事後審査型一般競争入札	64	2,548,196	95.05
指名競争入札	189	1,559,506	94.90
随意契約	29	1,160,277	97.34
計	287	6,364,450	95.21

注 上下水道局及び港務局分を含む。

6 物品購入契約の状況（令和5年度）

件数（件）	金額（円）
2, 6 8 2	3 5 5, 4 4 3, 2 3 1

注 単価契約は含まない。

7 市税の徴収状況

（1）税目別徴収状況（令和5年度）

（単位：円）

税 目	調 定 額	収入済額	不納欠損額	還 付 未済額	収入未済額	徴収率 (%)
市 民 税	7,925,190,819	7,876,051,413	5,896,301	94,784	43,337,889	99.38
固 定 資 産 税	10,249,805,139	10,135,817,498	24,959,573	2,139	89,030,207	98.89
国 有 資 産 等 所在市交付金	10,893,700	10,893,700	0	0	0	100
軽 自 動 車 税	465,751,873	449,665,485	2,525,250	8,988	13,570,126	96.55
市 た ば こ 税	874,426,269	874,426,269	0	0	0	100
都 市 計 画 税	1,249,146,091	1,235,116,739	3,077,381	261	10,952,232	98.88
入 湯 税	516,600	516,600	0	0	0	100
計	20,775,730,491	20,582,487,704	36,458,505	106,172	156,890,454	99.07

（2）徴収率等の推移（令和元年度～令和5年度）

（単位：千円）

年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
現年度	調定額	19,570,385	19,405,996	19,411,972	19,732,125	20,609,426
	割合(%)	98.17	98.33	98.31	99.06	99.20
滞繰分	調定額	364,813	330,307	334,438	187,057	166,304
	割合(%)	1.83	1.67	1.69	0.94	0.80
全体徴収率		98.15	97.95	98.77	98.96	99.07

（3）差押え件数の推移（令和元年度～令和5年度）

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
差押え件数（件）	8 7 9	7 1 3	6 4 4	6 0 8	6 0 9

▼徴収率向上の具体策として次の事項を強化・推進した。

- ① 換価価値の高い資産の差押え
- ② 未納の市税等債務の承認書の提出
- ③ 不動産及び軽自動車等動産の公売を見据えた差押え

8 令和5年度に実施した主な事業

(1) 市史編さん事業

令和4年度に見直した市史刊行計画に基づき、各時代の市史資料収集や必要な調査を進めた。令和5年度は、古代・中世時代の研究成果の発表として『市史調査報告書 予州新居系図』を作成し、図書館での貸し出し及びホームページ上での公開を行った。また、令和4年度に作成した『市史調査報告書 金子家文書』に関する歴史講演会を開催し、郷土の歴史への理解を深めた。

＜事業費＞ 11,847,546円

9 指摘事項及び回答内容（回答は令和7年3月26日付け）

(1) 特殊勤務手当について

特殊勤務手当（滞納整理手当）について、特殊職務従事明細書の記載漏れによる支給額の不足が生じている。内容を確認の上改められたい。今後はチェック体制を強化するなど適正な事務処理をされたい。

（収税課）

＜回答＞

特殊勤務従事明細書の記載漏れによる支給額の不足については、明細書に追記するとともに適正な支給額を算定し、人事課に依頼を行い3月分の給与に追給の手続きを行いました。今後は、旅行命令書と明細書の突合も加え、複数名で確認作業を行う等、チェック体制を強化し、適正な事務処理を行ってまいります。

(2) 実効性の高い準公金管理体制について

令和7年1月29日付け「新居浜市準公金の取扱いに関する要綱」で統一基準が示されたことは、準公金の会計処理の適正化と事故防止に向けて一歩前進したと評価する。より実効性の高い準公金管理体制について周知徹底が図られるよう、次の項目についても検討されたい。

ア 全庁で取り扱う準公金を把握するため、準公金取扱届出書等の提出を求めること。

イ 現金出納簿、収入伝票及び支出伝票の標準的な様式等を示すこと。

ウ 準公金の適正管理を確認するため、団体監査後等に準公金管理状況報告書等の提出を求めること。

（総務課）

＜回答＞

令和6年12月に「新居浜市準公金の取扱いに関する要綱」を制定し、準公金の会計処理の統一基準を示すことで、準公金の会計処理の適正化と事故防止を図ることといたしました。

要綱では、これまでの各団体等の自主性を尊重し、現金出納簿等の標準的な様式等や準公金取扱届出書等の提出については定めておりませんが、より実効性の高い準公金管理体制について周知徹底を図るため、令和7年度内に他市の事例も参考に、庁内の管理体制等について検討してまいります。

(3) 人材確保及び人事諸施策について

職員採用試験の受験者が減少傾向にあり、人材確保に苦慮する中、様々な取組を行い、一定数の採用予定となったことは評価できる。また、更なる人材確保の取組を検討しており、今後の成果に期待したい。しかし、技術職の確保の課題も含め、これからも先進事例の調査を怠らず、一層の工夫改善に取り組み、人材確保に努められたい。また、処遇面においても、業務成果に応える方策について研究し、人材の確保をより確かなものとされたい。一方、最近の社会傾向として、種々のハラスメントが話題となる中、職員・職場を守るため、研修や諸施策についても、遅れることなく取り組まれたい。

(人事課)

<回答>

職員採用試験については、先進事例を参考にしながら、まずは令和7年度に、一級建築士の通年採用を実施するとともに、継続して更なる人材確保に取り組みます。

処遇面では、令和6年度の人事院勧告において、勤勉手当が、特に高い業績を挙げた者に対して、より高い水準の処遇が可能になるよう見直されたことから、本市においても、評価に応じたメリハリのある制度となるように、調査研究してまいります。

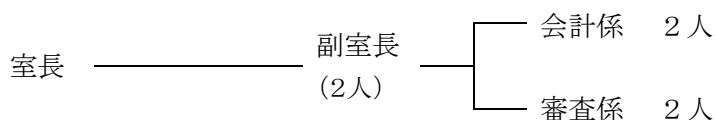
また、ハラスメントについては、職員同士や行政サービスの相手方から等、多種多様なかたちがありますが、ハラスメントを受けた職員に対し、必要な手当をしていくことは当然ながら、職員・職場を守るため、組織的に対応できるような体制づくりを進めてまいります。

出 納 室

1 出納室の主な事務事業

- (1) 現金、有価証券、物品の出納及び保管に関すること。
- (2) 現金及び財産の記録管理に関すること。
- (3) 支出命令の審査及び支出負担行為の確認に関すること。
- (4) 決算の調製に関すること。
- (5) 出納員及び会計職員に関すること。
- (6) 小切手の振出しに関すること。
- (7) 資金計画に関すること。
- (8) 指定金融機関等に関すること。

2 職員の配置状況 7人（令和6年4月1日現在）



3 令和5年度に実施した主な事業

(1) 備品の適正管理

適正な備品管理の徹底及びチェック体制の整備とけん制機能の強化を図るため、備品台帳と現物との照合と保管状況の確認をするため現地調査を実施した。

会計管理者による現地検査と指導、また検査後に担当課の対応状況を確認することで、チェック体制の強化及び適正な台帳整備と物品管理の徹底が図られた。

（実施課所）別子銅山文化遺産課、人権擁護課、瀬戸会館、予防課

(2) 適正な公金収納管理の推進

公金の適正な管理を推進するため、現金収納担当課の収納状況について、出納員等によるセルフチェックを実施した。それにより、担当者及び出納員の収納事務の意識統一を図るとともに、最新の事務取扱状況及びマニュアルにより、適正に事務を行っていることが確認できた。

また、現金取扱事務のある課所のうち、建築住宅課、人権擁護課において現地調査を行い、公金の取扱事務の重要性の指導を行った。

(3) 振込手数料の削減

10、20、30日の大口払いについて課所室ごとに名寄せを行うようシステムの改修を行い、歳入還付については、振込用紙払いをデータ化による支払い（伝送化）へ変更を進め、振込手数料の削減を図った。

4 指摘事項（回答は令和7年3月28日付け）

（1）時間外勤務等命令書について

時間外勤務等命令書の一部について、時間外勤務システムへの入力誤りによる支給額の過払いが生じている。内容を確認の上、改められたい。今後はチェック体制を強化するなど適正な事務処理をされたい。

<回答>

勤務日の入力誤りについては、人事課と協議の上、訂正して過払い金を戻入いたしました。

今後は、時間外勤務命令書と時間外勤務等個人別集計表の内容が一致しているかマーカードでチェックを確実にを行うとともに、それぞれ別に集計を行う等、チェック体制の強化を図ります。

（2）公金取扱いのデジタル化対応について

社会経済活動全般のデジタル化の推進とともに、公金取扱いにおいても、e L－Q Rによるスマートフォンアプリ決済やインターネットバンキングの活用等、事務の効率化や利便性向上のため急激にデジタル化が進展している。国の方針では、遅くとも令和8年9月までに税以外についてもe L－Q Rを活用した公金収納を開始することを目指すとしており、システム改修等、不透明な状況ではあるが、積極的な情報収集と庁内連携を図り、的確な進行管理の下、遺漏のない対応を期されたい。

<回答>

e L－Q Rを活用した公金収納は、国及び地方税共同機構においてe L T A Xの改修、関係法令の整備等が行われており、各自治体がe L－Q Rを活用するためには、対象とする公金の範囲を決定するとともに、システム改修等も必要となっております。

改修については財務会計システムだけでなく、各基幹システムなど多岐にわたっていること、また、納付書の発行や収納消込なども多くの担当課所が関わることから、システム管理課や収納事務担当課と連携し、取組方針の決定を行う予定です。

今後、e L－Q R導入に係る収納消込等につきましては、関係課所等と十分な連携を図り、公金収納のデジタル化推進及びスムーズな実施に向け取り組んでまいります。